

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について(案)

2 意見公募手続を実施した期間

令和8年1月27日(火)から令和8年2月26日(木)まで

3 提出された意見の件数

1件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	<p>【静岡市行政手続条例の引用元条文について】</p> <p>新設第2条第2項などで引用される条文が、静岡市例規集にまだ掲載されていません。施行前のものを記述するのであれば、該当条文も併せて記載をお願いします。(第2条第3項などで条文番号の変更が行われているため推測できるが、パブリックコメントで市条例は2月市議会定例会に上程が予定され、議決前であるため、例規集ではまだ変更されていないことや、市条例改正のパブリックコメントでは新旧対照表が示されず、概要しかないのでどのように改正されるのか一覧できないため。)</p>	<p>規則等の内容に反映しないものとする。</p>	<p>提出された意見は、規則等の案の内容に関するものではなく、意見公募手続に関する意見であるため。</p> <p>なお、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>